

第 1 1 回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 20 年 12 月 12 日（金）14：00～16：30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、椿臨時委員、引頭専門委員、小田切専門委員、審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県）、諮問者（會田総務省統計審査官）、調査実施者（木村農林水産省センサス統計室長）他
- 4 議 題 2010 年世界農林業センサスの計画について

5 議 事 録

舟岡部会長 ただ今より、第 11 回産業統計部会を開催いたします。

最初に、2010 年世界農林業センサスの計画について、統計審査官並びに農林水産省から説明をお願いします。

それでは、會田統計審査官から、本日の配付資料と前回部会の結果概要について説明をお願いします。

會田総務省統計審査官 本日の配付資料でございますけれども、第 11 回産業統計部会の議事次第、それから、資料 1 として、第 9 回となっておりますが、前回の農林業センサスの部会の審議の結果概要。そして、資料 2 としまして「農林業経営体」と「事業所」の相違について。その他に、席上配付資料で「追加論点に対する見解」、「佐藤専門委員からのご意見」などということで、席上配付資料は 4 つございます。これが綴じてあるかと思えます。これが本日の配付資料でございます。

資料 1 は前回のこの部会の概要でございますが、かいつまんで、復習の意味で御説明させていただきます。

前回は 1 回目の部会ということで、諮問の内容、実施計画につきまして、実施部門と私どもの方から簡単に説明いたしました。それから、部会長に作っていただきました論点メモに沿って、最初のところを御審議いただいたところでございます。

（3）に主な意見として幾つか出ております。「農林業経営体」と日本標準産業分類で言います「事業所」の定義の違いを少し整理する必要があるのではないかと、しばらくその辺の御議論をいただきました。

2005 年調査では、会社が保有する山林の捕捉が不十分ではなかったかというような御指摘もございました。

それから、例えば、外食産業の事業者が複数の場所において農業を行っている場合、これは「農林業経営体」と「事業所」の違いの一部ではないかとの意見もありました。

それから、林業の関係で「林業経営体」の捕捉では、私有林の25パーセントが不在村の所有者にかかるもので、その辺りを今回把握できるかというような御指摘がございました。

それから「農業集落」の中で「農業集落精通者」をどういうふうに捉えるか。それから、農業集落精通者で、行政区ではなくて、集落単位という、そのこの境目というものが分かるのかどうかというような御指摘がございました。

審議の結果、「農山村地域調査」で「農業集落精通者」を選定することはおおむね妥当とされました。ただ、その表現ぶりとして、自治会長とか、そういうところを先に出すのではなくて、もうちょっと農業に関連の役職、そういったものを出すことによって、選定の上で齟齬がないように図るということで、おおむね妥当とされました。

それから、2つ宿題としては「農林業経営体」の概念と「事業所」の概念の相違、それから、2005年のときに会社保有の山林の捕捉が不十分であったのではないかと、その2点につきまして、農林水産省に対する宿題ということで整理されております。

あと、論点に関係しまして、今回御欠席でございますけれども、佐藤専門委員から追加の御意見が出ております。それが席上配付資料2でございます。今回、林業関係の調査事項が少し多く廃止になっているということに関しての御指摘です。あと、市区町村調査における不在村者の所有する私有林の面積についてということで、再度論点としての御追加をいただいております。これにつきましては、論点に対する回答ということで、調査実施者の方から回答を行う際に含めて回答をいただくということにさせていただきます。

以上でございます。

舟岡部会長 前回に続いて、2010年世界農林業センサスの計画について審議しますが、本日は、前回の部会審議において、今回部会で農林水産省が回答することとされている事項について説明していただいた後、残されている論点について審議をお願いしたいと思います。

審議に入ります前に、前回欠席されました出口委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

出口委員 東京工業大学の出口と申します。本日は遅刻して大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくをお願いいたします。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

なお、佐藤専門委員、納口専門委員及び本間専門委員は今回、御欠席です。

最初に、先ほど説明のあった資料1の産業統計部会結果概要については、このようなまとめでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、了承されたいたします。

それでは、これから審議に入ります。まず、前回の部会で農林水産省において整理をお願いした「農林業経営体」と「事業所」の相違及び会社の保有山林の捕捉状況について、農林水産省から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、まず「農林業経営体」と「事業所」

の相違についてでございます。本日配付してありますお手元の資料を見ていただければと思います。

2005年センサスにおいて調査対象の捉え方を世帯概念から経営概念に変更しております。農林業経営体といった経済活動の単位を調査対象としたということで「経営体」概念については「事業所」の概念とほぼ同じになったというふうに考えております。

ただし、日本標準産業分類において、産業とは、家計における主に自家消費のための財またはサービスの生産と供給は含まれないというふうに定義されておまして、 に書いてございます農林業経営体には農業生産を自給向けに行っているような客体が含まれているということでございます。それは、下の参考の表にありますが、農林業経営体のうち、事業収入がなかった経営体がこの中で14.2パーセントということでございます。

また、 の部分でございますが、ここは事業所との関係がございまして、標準産業分類におきます事業所とは、経済活動の場所的単位であって、原則として経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所、すなわち1区画を占めて行われていることと言われております。

この農林業経営体の中には、 にございますように、個人の集まりによって1つの経営を行っており、代表者が毎年交代するような法人化していない集落営農が含まれております。代表者の住居を事業所とみなしても、毎年場所が変わってしまったり、また、この集落営農につきましては、まだまだ発展過程でありまして、すべてがしっかりと一括管理運営しているところばかりではない状況でございまして、農家が集まってやっているだけというようなところもございまして、しっかりしたリーダーや代表者もなく、持ち回りでやっているのが実態のところもまだまだ多いという状況でございます。

以上のことから「農林業経営体」と「事業所」の概念が全く同じ概念であるとは言えないのではないかと考えております。

以上のことから、2010年センサスにおいては、前回センサスと同様、調査対象を農林業経営体とする農林業経営体調査として実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

舟岡部会長 「農林業経営体」と「事業所」について、前回部会でいかなる概念上の相違があるのかとの質問があり、議論した結果、かなり類似の概念であるとの共通認識に達したと理解しております。その後、農林水産省で更に詳しく検討していただいて、「農業経営体」と「事業所」の概念はほぼ同じであるが、一部の異なる対象があるとの整理です。農業生産を自家向けに行っている自給的農家や、集落営農等のまだ定義が明確ではない対象も農林業経営体に含まれており、そうした点で、両者の概念は必ずしも完全に一致するものではない。

私から質問しますが、自家向けに生産している農家で調査対象となる自給的農家は農林業経営体であっても、販売農家とはしないとの扱いなのでしょうか。

農林水産省 前回から導入しました外形基準がございまして、その外形基準で把握した部分です。それは販売農家とはまた別に、外形基準で、調査票を配った農家の中では、販

売がなしというところも中にはございます。

舟岡部会長 それも含むということですか。

農林水産省 はい。

舟岡部会長 以上の説明でいかがでしょうか。このような例外的な対象については「事業所」の枠外となり、概念が一致しないけれども、それ以外の活動する主体については「事業所」と「農林業経営体」は一致するとの判断でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。小田切専門委員、よろしいですか。

小田切専門委員 以上でよろしいかと思いますが、もう一つ、前回論点となったのが、経営体概念の場合には、経営体としての一体性ということを重視します。その意味で、1つの会社の中に幾つもの経営体が存在することもあり得ますし、当然1つの会社が1つの経営体だということもあり得ます。その点で、事業所の場合には場所的概念ということですから、本社も支社も1つの事業体としてそれぞれカウントしていくことになりますが、農林業経営体の場合には、もし一体性がなくて、例えば、本社の方に経済的機能が吸収されている場合には、経済計算などがそこで行われている、あるいはサポートなどが行われている場合には、本社と支社が1つの農林業経営体ということになりまして、そのところが微妙に更に違うというふうに私は理解しております。

舟岡部会長 私は初めて伺いましたが、農林水産省は、いかがですか。

小田切専門委員 これは前回のものです。

舟岡部会長 会社についてのケースですよ。

木村農林水産省センサス統計室長 会社の場合は、前回、納口専門委員から、本社があって、北海道とか、いろいろなところで実際、野菜の生産とか何かをやっているという事例が紹介されましたけれども、お話になったような事例ですと、恐らく現地で地元の農業者の方と生産法人をつくってやっているような形態だと思うのです。そういう場合は、北海道で1事業所ということになると思います。小田切専門委員が言われたような、一体的で、経営の同一性といいますか、経営責任者が1人だという場合には1経営体という形になってくるのではないかと思います。

小田切専門委員 確認させていただきますが、例えば、Aという会社があって、Aという会社がB、C、Dという農場を全国各地に持っていて、それぞれの農場がいわば独立採算で経営をしている。こういう場合には、恐らく農林業経営体はB、C、Dについてカウントするということになるのだらうと思います。事業所の場合には、場所的概念ですから、Aも含めて把握するということになるのではないのでしょうか。そこは私は不勉強なものですから、確認します。

舟岡部会長 事業所は場所的な概念であり、物理的な1区画を占めて、そこに人がいて、経済活動が行われている、これが事業所の定義であります。 「人がいて」というのは、調査ができるということを要件としているからであります。

それにも特別な場合がありまして、例えば、道を挟んで喫茶店と菓子店を営んでいて、一人の経営者が行ったり来たりして、パート等を使って経営を行っていて、経営帳簿は全

くどんぶりで一緒であるような場合には事業所は1つとしてみなします。通常、会社形態のケースでは、本社とか支社とか、工場とか、サービスする場所とかが離れていたとき、それぞれに人がいて管理が明確に独立しているケースがほとんどで、それについてはそれぞれ別の事業所となります。これは農林業経営体についても同じ概念であると、私は農林業経営体の導入のときにも、それから、2005年センサスの審議においても、そのように理解しております。

小田切専門委員　そういう意味では、農林水産省にもう一度確認しますが、大きな経営体があって、独立採算の各地の農場がある場合に、この場合の調査把握は、2005年センサスでは現実にどう行われたのでしょうか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐　2005年は、独立した経営管理運営ということで、それぞれに対して調査をしております。

小田切専門委員　私が申し上げたのはまさにそのとおりです。

舟岡部会長　したがって、、が相違する点であって、それ以外については「農林業経営体」と「事業所」の概念は一致すると考えてよろしいのですね。

それでは、続きまして、1枚めくっていただきまして、佐藤委員の指摘について、農林水産省から御回答をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官　2005年センサスでは「農林業経営体」と「事業所」の区別が明確でなかったため、会社の保有山林の捕捉が不十分であったという点でございます。

2005年センサスでは、2000年センサスの統計審議会答申に基づきまして、実際の林業生産活動や経営に着目して産業統計を作成する観点から、調査対象を、2005年を計画期間に含む林業施業計画を作成している、または過去5年間に育林もしくは伐採を行っている林業経営体ということにしたところでございます。

一方、2000年センサスでは、林家以外の林業事業体の調査対象の基準については「保有山林を10ヘクタール以上保有している」というふうにしていたところでございます。

このため、例えば、会社が10ヘクタール以上の山林を保有している場合、2000年センサスでは調査票を配付する対象になるわけですが、2005年では、林業作業を行っていない場合は調査票を配付する対象とはならないということでございます。したがって、調査票を配布する範囲が異なっているということございまして、単純に2005年と2000年センサス結果を比較することはできない状況でございます。

また、2000年センサスでは、山林のメイン区分に従い調査を行っていたことから、会社の場合、本社に対して調査を行っていたわけですが、2005年センサスにおいて、調査対象の捉え方を経営概念に変更したことによりまして、経済活動を行っている単位で把握するというところでございます。したがって、2005年は経済活動を行っているのが支社であれば、支社ごとに整理されている場合は支社で調査をするということでございます。

前回、佐藤委員から指摘のありました、捕捉率が大きく低下したとか、調査票が本社にこないケースがあったということにつきましては、このような見直しを行ったためだとい

うふうに考えております。

以上です。

舟岡部会長 保有山林の捕捉はこれからも不十分になるのですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 保有山林の捕捉は、ここに書いてあるように、2005年の際に、林業施業計画を作成しているか、もしくは施業を行っているということが前提での把握でございまして、いわゆる経営概念を導入したものでございますから、それは産業という概念を前回導入したことから、そういう把握の仕方変わったということではございまして、不十分ということではないと思っております。

舟岡部会長 産業活動といっても、調査対象期間中に育林とか伐採とかの経済活動を行っているか否かだけの一面から捉えるものではなくて、所有というのも重要な産業活動の一環ですので、産業活動を捉えるから所有の状況は分からなくても良いとの認識はいかがかと思えます。実は、2005年と2000年、2010年の間では大きな違いがあって、それまで林業センサスは農業センサスとは別途に、10年に1回実施されていた。10年に1回の林業センサスを、2005年の調査から農林業センサスという形で、農家、林家を併せて対象とし、5年ごとに行うこととした。しかし、林業の場合は10年ぐらいのタームでその実情をしっかりと捉えることが重要であって、林業経営の長期的な視点からいけば、林業地域がどういう経済主体に保有されているかについては、10年に1回の周期に当たる2010年センサスでは少なくともこれを把握する必要があるだろうと思えます。私は、佐藤委員の指摘はもっともと考えますし、これを捉えない農林業センサスの、特に林業センサスにどのような意味があるのだろうという気がします。いかがですか。

木村農林水産省センサス統計室長 今のお話の点ですけれども、1枚めくっていただきますと、裏に表1と表2がございまして。上が2005年でして、下が2000年です。佐藤専門委員が言われたのは、例えば、10ヘクタール以上などを見ると5,000近くあって、147という数字がございましてけれども、それが会社である経営体の保有山林ということで、2,500ぐらいで、数字も半分近くになっていて、大分違いますねということをおっしゃっているわけです。部会長がおっしゃられましたように、保有山林の把握というのは、2000年と2005年の間で、調査票を配る対象としては3ヘクタール以上、前は1ヘクタール以上でした。しかしながら、1～3ヘクタールの間は、引き続き名簿整理で把握してございまして、そこは継続して把握してございます。

舟岡部会長 できるのですね。

木村農林水産省センサス統計室長 把握してございます。ただし、調査票を配るのはですね。

舟岡部会長 それはいいのです。調査票を配っても、調査事項の記入内容についてはほとんど意味がありません。名簿整理の結果を併せて結果表章することも当然やっていただけのですね。

木村農林水産省センサス統計室長 それは大丈夫です。

舟岡部会長 それでは、特に問題はないと思えます。農林業経営体を対象とした調査で捕捉するのではなくて、母集団の客体の把握において所有山林については捕捉し、結果表

章においても、それを併せる形で情報を提供していただけるという理解でよろしいですか。

木村農林水産省センサス統計室長 はい。

舟岡部会長 それでは、これについてはよろしいでしょうか。

まとめますと、「農林業経営体」と「事業所」について、おおむね一致する。ただし、農林水産省の指摘の2点について、必ずしも完全に一致するものではない。保有山林については、会社に関する捕捉は別途行って、それについても併せて集計した情報を提供していただける。ということでよろしいですか。

続いて、論点について順次進めていきます。引頭専門委員、佐藤専門委員から提出していただいた事項については、それぞれ関連する論点のところでは審議を行いたいと思います。

まず、論点2の調査体系について、実施者から説明をお願いいたします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、前回の農林業センサスの付帯調査として実施した農村集落調査を廃止し、農業集落のコミュニティ活動に関する項目を農林業センサスで把握することは妥当かということでございます。

2010年農林業センサスについては、調査環境の変化、また、国家公務員の総人件費改革といったことへの対応を図る観点から、調査体系の簡素化を図るということにしておりまして、前回センサスで標本調査として実施した農村集落調査は廃止にしたところでございます。

一方、農林業の振興と持続的な発展の基盤である農山村につきましては、その再生、活性化を図ることが重要な課題となっております。農山漁村活性化のための戦略を策定して、今、積極的な取組みを推進しているところでございます。この取組みの中で、農業集落再生のための地域コミュニティ活動の役割の重要性が指摘されております。集落別にその活動を把握して支援することが重要となってきております。

以上のことから、このコミュニティ活動に関するデータが必要でありまして、前回センサスの農村集落調査で把握した地域のコミュニティ活動については、2010年のセンサスの農山村地域調査で農業集落別に把握するものでございます。

ちなみに、参考として、農山漁村活性化のための戦略ということで、ここに書いてございますとおり、新たな地域郷土を形成して、農山漁村集落の再生を図るということでございます。これは地域の皆さんが協力して、祭りや伝統文化や自然環境などを保全したり、活用するモデル的取組を直接支援するというような取組でございます。参考のために紹介させていただきます。

以上でございます。

舟岡部会長 ありがとうございました。

調査票で言いますと、農業集落内での活動状況、寄り合いの開催状況、実行組合の有無、これらを今回調査計画では新設しているのですね。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 はい、そうです。

舟岡部会長 これでもって従来のコミュニティ活動についての調査項目の代替とし、農村集落調査で得るべき情報を農業集落調査の中で捉えることとしていますが、よろしいで

しょうか。先祖返り的な位置づけのところは若干ないとも言えないですが、資源の制約の中でこういう工夫をされたということで、よろしいでしょうか。それでは、調査体系に関する論点については、実施者の回答をもって適当であるといいたします。

続きまして、3の調査方法の1.農山村地域調査の論点について、実施者から御回答をお願いいたします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、3の調査方法についてでございます。農山村地域調査の調査方法でございます。このうち、市区町村調査の調査方法を調査員調査から郵送調査に変更しております。また、農業集落調査の調査方法を、これも職員調査から調査員調査に変更しております。

これについてでございますが、これまで農山村地域調査につきましては、農林水産省の職員による聞き取りなり情報収集によって行ってきたところでございますが、御存じのとおり、国家公務員の総人件費改革に伴います農林水産統計分野の大幅な定員削減に対応するためには、従来どおりの職員調査による実施は困難な状況になってきております。このようなことから、市区町村調査につきましては、試行調査でも行いましたが、それらの結果も踏まえまして、職員調査から郵送調査へ変更することにしております。

また、農業集落調査につきましては、農業集落精通者を自治会長とした場合には、調査票の全項目に回答できた割合が7割であるという試行調査の結果も踏まえまして、平成22年の実査においては、農業集落の農業事情に精通した農業協同組合JAの農家組合長も活用できるようにして、名簿整理を現在進めているところでございます。したがって、調査員調査に変更して、農業集落の事情精通者を特定して、自計申告ということで試行調査ではやったわけでございますが、複数の者に聞き取らなければならないという状況もございまして、今回は調査客体から申し出があった場合には、地域調査員による農業集落精通者に対する面接聞き取りの方法も可能というふうにしております。

以上のようなことに加えまして、調査票に前回回答をプレプリントすることとしておりますので、前回回答も参考にして、自計申告による記入負担の軽減も図られるということから、調査員調査の実施が可能であると判断しております。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

静岡県、千葉県からお越しですが、市区町村調査について、職員調査から郵送調査に変更して、特段の不都合、支障はありませんでしょうか。

千葉県 ないと思います。

静岡県 ないです。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。委員の方々から、これについて御意見はございませんでしょうか。特にありませんか。

また、農業集落調査の調査方法について、職員調査から調査員調査に変更し、その際、農業集落精通者を活用することについて、農業集落精通者の選定が適切に行われるかをめぐって、前回の部会で御検討いただきました。これについては、やむを得ないところもあ

り、適当であろうとの結論を得ておりますので、特段の追加の検討は必要ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、農山村地域調査についての調査方法の変更については適当であるといたします。

続きまして、インターネットによる申告の論点について、実施者から御回答をお願いいたします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 インターネットによる申告も可能とする措置を講ずる必要はないか、また、特に農山村地域調査の市区町村調査についてはインターネットによる調査とする必要はないかということでございます。

農林業経営体調査につきましては、その対象となる農林業経営体の大半が農家でございます。パソコンの普及、またインターネットの導入が都市地域の世帯に比較して相対的に低い。また、高齢化が急速に進んでいるという状況も踏まえまして、インターネット申告の併用は困難であるというふうに判断しているところでございます。

一方、農山村地域調査につきましては、調査票の入力、審査、集計業務を効率的に一括処理するため、OCRによる調査票処理を2005年センサスより導入しております。試行調査結果でも、調査項目も限定されているため、電子調査票を用いた調査よりOCRによる調査票を用いた往復郵送調査が適当というような市町村が9割を占めたところでございます。OCRによる調査票を用いた往復郵送調査での調査ということで、この結果も踏まえて判断しているところでございます。

なお、2010年のセンサスにおきましては、農山村地域調査、市区町村を調査対象としておりますので、インターネット申告も併用できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

舟岡部会長 これについて、同じく静岡県、千葉県から、御意見いかがでしょうか。

千葉県 特にございません。

静岡県 ありません。

舟岡部会長 インターネット申告も併用できるようになった場合に、どれぐらいの地域でインターネットによる申告があると予想されますか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 今の時点では、どれくらいということはちょっと計り知れないというところがあるのですが、希望があれば、電子メール等の方法で申告していただくことができるようにしていきたいとしております。

美添委員 部会長の質問は、多分、4番目にある市区町村調査についてということなので、対象が市区町村であれば、どの程度インターネット申告の要望があるのかという確認はそれほど手間でもないと思います。電子メール等ではないと思います。これは各省で先行事例をお調べいただく必要がありますけれども、セキュリティの問題がありまして、出口委員に詳しく解説をいただくことができれば正確に分かりますが、しかるべき安全な対策を講じてインターネットで情報収集するということです。

その前に、私も確認させていただきたいのですが、今の回答の中で、インターネット申告の併用は困難であるとされています。そもそも農家の家にインターネットの利用割合、普及率がどの程度かという情報はお持ちなのかどうか。

それから、インターネット申告を全農家に適用したら困難な農家が多いというのは容易に想像がつきますが、併用で、利用したいという農家に対して、何が困難なのかというのが今の御説明でよく分かりませんでした。検討するため農林水産省で人手が必要だから、当面对応できないという意味のようにもとれますが、もう少し詳しく事情をお知らせいただけないでしょうか。

ついでに背景を申し上げますと、確か農業経営体の一部については、会計ソフトウェアを配付したという話も以前伺っていますので、それは農林水産省側が積極的に会計ソフトウェアの普及を考えたのだとすると、インターネットまではともかく、パーソナルコンピュータの利用率はある程度上がってきているという背景もあると思います。その辺りの情報を少し提供していただきたいと思います。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 パソコンの普及率につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、そういった会計処理も行っているところもございまして、パソコン普及率は61パーセントという状況でございます。

ただ、今回、調査票の記入ということを考えますと、この中の基幹的農業従事者ということになると思いますが、基幹的農業従事者の記入ということになりますと、平均年齢65～66歳ということございまして、その方がITを利用してデータを入力するということになりますと、経営においてITをその者が使っているということになると、まだそれが低い、10パーセント前後の数字でございまして、この調査票にその方が記入するということになると、相当低いのではないかと。

また、併用するということになると、プログラム開発を併せてしなければなりませんので、そのための費用対効果も考えますと、利活用の少ない状況の中で開発するのはどうかと考えているところでございます。

舟岡部会長 何かありますか。

美添委員 確かに5年に1度の調査ですので、プログラム開発をして、どの程度コストに見合った効果が出るかという点は検討が必要だと思いますので、どうしても導入すべきであるということを申し上げるつもりはありませんが、それにしても、今後どのようなシステムとすべきかは十分な検討をする必要があることは明確だと思います。

舟岡部会長 どうぞ。

出口委員 まず、さっきのセキュリティの問題では、確かに平の電子メールで来るのは余りに問題があるというのは当然で、多分、ウェブからの、本人認証の下でのサーバアクセスになると思うのです。私もこの辺の状況はよく確認はしていない上での発言なのですが、総務省のe-Statの方でその種のアンケートのシステムがあって、そういうものを利用するようなことはできないのですか。今のプログラム開発というお話ですと、農林水産省の方で独立にサーバを立てるようなお話があったのですが、今後のことも含め

て、そのところは御確認させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 農林水産省の方で独立したサーバということではなくて、L G W A N を介して報告していただくというようなことを考えております。L G W A N の中であれば、セキュリティはかなり確保されていると認識しておりますので、そういうことであれば、セキュリティの関係とかを含めて対応できるのではないかとということで検討しているところであります。

出口委員 その場合には、必要なのはプログラムの開発ではなくて、調査票の開発ですね。プログラムは共用のものを使うとか、そういうシステムを使うということであれば。あとは、本人に個人の認証のその辺のやりとりをする部分のハンドシェイクだけあればいいという、そういう理解ですね。

舟岡部会長 こういう理解でよろしいですか。地方公共団体でL G W A Nに入っているところについては、希望があればインターネットによる申告が可能となるようなシステマ的な対応をとり、L G W A Nに加わっていない村とかであったら、これについては別途システム開発をするといったコストをかけることはせずに、従来どおりのO C Rによる調査票の往復郵送調査を考えたい。そういうことでしょうか。それが現実的かなと私も思いますが、よろしいでしょうか。

農林業経営体調査についてもいずれインターネット申告の導入に進むのかもしれませんが。農業経営統計調査の調査内容ですと、弥生の会計システムからのデータの変換が比較的容易で、一旦引き受けてもらった経営体には、確か、一定期間、継続して調査を依頼するので、インターネット調査になじむ調査だろうと思います。しかしながら、農林業センサスについては、調査事項等も考えますと、他からデータを持ってくるというたぐいの調査内容ではなくて、すべて1から記入するという調査内容ですので、まだ現段階ではインターネット申告を併用するまでには至っていないという判断としたいと思いますが、小田切専門委員、いかがですか。

小田切専門委員 結構です。

舟岡部会長 美添委員、よろしいですか。

美添委員 今回はそれで結構ですが、検討しているというので、次回に向けて普及率も高まることを想定して、準備をしておくことが適切だと思います。

舟岡部会長 そう言えば、2000年や1995年の農業センサスにおいて、幾つかの県でパソコン保有の有無という地域設定項目を置いていましたね。ということは、電子化を農家の経営においても進めていきたい、あるいは進捗状況を把握して、それに合わせた形で農業の改善を図る施策を講じ、同時に、調査においてもその活用を図れるようにしたいといった趣旨もあったのかなとも思いますので、前向きに取り組んでいただくようお願いいたします。

調査方法については、以上でよろしいでしょうか。それでは、次の調査事項の論点に移ります。論点として、私から6点お示ししましたが、佐藤専門委員と引頭専門委員から追加していただいた論点があります。これについて先に説明していただいた方がよろしいで

すか。では、お願いいたします。

會田総務省統計審査官 前回配りました、部会長に作成いただきました論点メモの4の調査事項の(1)～(6)までございますが、この他に(1)のところでは、今回出させていただきました佐藤専門委員の方から、林業において、特に委託に関する調査事項を廃止するというところについて問題が大きいのではないかとということ併せて御指摘いただいております。

それから、4の(2)のところ、林業の調査事項の簡素化ということで、同じく佐藤専門委員の方から御指摘をいただいております。

それから(3)の調査事項の追加というところでは、引頭専門委員の方から、前回説明ございましたけれども、流通構造を把握する観点から調査事項の追加ということの御指摘をいただいております。

それから、調査事項の(4)のところ、同じく佐藤専門委員の方から、不在村の私有林の面積を市区町村調査においてもきちっととれるようにするべきではないかとということで御指摘をいただいております。

一応、それだけが元のものに追加してということでございます。

舟岡部会長 それでは、順に御審議いただきたいと思っております。(1)今回から農作業の委託、林業作業の委託等に関する調査事項を廃止しましたし、作付面積、販売金額等の把握方法も変更いたしました。これについては、農林業センサス研究会においても、これを廃止することで、本当に必要な情報がとれないのではないかと、研究会のメンバーからも指摘されていたということ伺っております。最初に、委託に関する調査事項の廃止が適当かどうかについて、実施者から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 農林業経営体における農作業の委託、林業作業の委託に関する調査事項の廃止についてでございますが、農作業の委託につきましては、2005年センサスにおきまして、水稻作作業の委託の有無について把握しているところですが、以下のような点が指摘できると思っております。

1点目は、水稻作作業の委託は、販売農家のみでなく、自給的農家においても行われております。むしろ自給的農家において委託のウェイトが高いのではないかと考えているところでございます。このため、販売農家と自給的農家を合わせた全体の委託の把握が必要ということであれば、これは委託の受け手である農作業の受託側で把握できるというふうに考えております。

また、上記の点に加えて、2010年センサスにおいては、調査負担の軽減を図る観点から、調査項目の減量化に取り組んでおります。

これらを踏まえて、農作業の受託については、委託の取組みの有無の把握をとりやめまして、受託面積という定量的な把握のみとしたところでございます。

なお、農業の委託の状況については、2010年センサス結果の農林業経営体を母集団として、政策ニーズに応じて、別途標本調査も可能であるというふうに考えております。

その後ろのペーパーとして、作業の受託側と委託側における把握の違いということで図

を付けております。例えば、調査対象の販売農家ということであれば、A、Bが今回の販売農家としての調査対象として委託を調査するということになりますが、それ以外の自給的農家とか土地持ち非農家といったところも委託しているところが非常に多いということでごさいます、もし委託の全体像なり、委託している農家の構造を把握するということができれば、販売農家のA、Bだけを把握するよりも、必要であれば受託側のところで、どのような農家から委託したかなどを調査できるのではないかと考えております。

林業の方も併せてよろしいですか。

舟岡部会長 とりあえず、農業だけにします。いかがでしょうか。自給的農家においても委託が行われているから、受託サイドで捉える方が、委託、受託の状況を正確に捉えられるので望ましいとの説明もありましたが、農業従事者が高齢化して、自らの能力だけでは農業経営ができなくなっているといった農業生産の構造的な変化の状況を捉えたいときに、委託に関する情報が全くないので良いのだろうか。2000年から2005年の間で、委託は増えているのでしょうか。

木村農林水産省センサス統計室長 2005年では、説明いたしましたように、水稻について、調査票を配られた販売農家ですけれども、作業の委託の有無を聞いていて、これは2000年と比較が可能なのです。それで単純に比較してみますと、実はそんなに増えていなくて、稲を作付した農家数に占める委託した農家の割合でいきますと、2パーセントとか3パーセントぐらいの数字なのです。

これは恐らく、部会長がおっしゃられましたように、高齢化が進むと外部への委託は進むと思いがちですけれども、農作業、特に稲作の場合は、むしろ稲作への度合いを高めるよりも、農地そのものを貸してしまうと、農地の貸借の方になってしまうという傾向があるのではないかと考えていまして、農地の経営耕地面積に占める借入れの面積を見ますと、借地率も年々上がってきているのです。したがって、恐らくそれだけ高齢化のテンポが早かったということもあると思いますし、委託する場合に、結構、作業料金とか、それぞれかかってきますので、コスト面なども見て、委託をどんどん進めるといよりは、難しいとなれば、委託ではなくて、農地そのものを貸してしまうといったような傾向は、2000年と2005年から確認はできるのです。

だから、例えば、2～4割という形で委託割合が大きく動いている状況であれば、また把握するという必要性は高いと思いますけれども、2000年と2005年を比較しますと、委託する農家の割合はほんの2～3パーセント増えているぐらいの状況なものですから、今回は面積の総量把握という形でどうかというのが現在の計画でございます。

小田切専門委員 部会長がおっしゃるように、私としても大変残念な変化なのです。しかし、ぎりぎりのところ、やむを得ないかなと考えております。まとめますと、受委託を調査するのは2つの意義がありまして、1つは、受委託総量を把握するということだろうと思います。これは受託面から把握することができる。もう一つは、農業構造の変化を把握する。この場合で言えば、特に下層農家がどのような委託行動に出ているのかというこ

となのですが、今、御説明がありましたように、外部依存傾向の深まりが作業受託というよりも賃貸借に、そこまで行き着いてしまっているというのが実態でございまして、そういう意味では、受委託の委託を調査するよりも、賃貸借の方をより詳しく調査する方に意味があるのかなと思っております。

なおかつ、2005年のときは作業受委託があるなしで調査しているということもあって、これが仮に数量把握であれば、もう少し変化が追えているわけなのですが、この段階であるなしにしているということもあって、それを継続して調査することは大分意義が低まったかなと思っております。

舟岡部会長 他の委員の方々、いかがでしょうか。

賃貸借についての情報はとっていますか。どこから明らかになりますでしょうか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 貸付け、借入れについては、調査票の4ページ、5番の土地のところになります。

舟岡部会長 例えば、集落営農に加わって田畑を提供するようなケースは、他に貸している田に含まれるのですか。貸していることになるのですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 貸している田に含まれます。

舟岡部会長 そこで賃貸借について捉えることができ、他に貸している田が大幅に増加している状況にあり、他方、先ほどの説明ですと、委託は、農林業経営体全体で2パーセント程度の増加にすぎない。そういう実態もあって、委託についての情報を入手する必要性はそれほど高くはないとの判断かと思いますが、よろしいでしょうか。美添委員、よろしいですか。

美添委員 ちょっと保留させてください。

舟岡部会長 農業サービス事業体の調査はいつから導入したのですか。95年でしたか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 90年です。

舟岡部会長 導入の際、作業を委託する農家が増えてきて、その受け皿についても調査する必要があるとのことで、農業サービス事業体を対象として調査を開始しましたね。その経緯からしますと、委託が進んでいるはずですが、そこについて捉える必要が薄れたのは、さらに進行して田畑を一括して賃貸借している状況になっているということですので、そういう実態であれば仕方がないかなと思います。とりあえず保留して、後ほど御意見あったらいただきたいと思います。

それでは、林業の作業委託についてはいかがでしょうか。席上配付資料2として、本日御欠席の佐藤専門委員から御意見をいただいております。これについて、事務局から読み上げをお願いできますか。

會田総務省統計審査官 本日お配りしています席上配付資料2の佐藤専門委員からの御意見の最初の でございます。読ませていただきます。

林業の場合、各種作業段階において林業経営体が他者へ委託をする割合が非常に高い点が特徴です。どのような経営体がどの程度、施業を委託しているのかは林業構造を把握する上で極めて重要な事項だと考えます。

農業においても委託面積の把握は重要な事項だと思いますが、林業の場合、非常に委託率が高いということのほか、捕捉率が著しく低下した不在村者保有林、会社保有林、そして調査対象となっていない国有林が委託者として想定されるという点が特殊です。そのため、受託側で面積が多い地域だからといって、民有林の経営受委託の進展している地域化どうかも判断できません。

したがって、林業作業の委託に関する調査の廃止は問題が大きいと考えますということでございます。

舟岡部会長 この御意見に対しても併せて御説明いただけますでしょうか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 2番も委託の関係だと思うのですが、2000年までの呼称で言うと林業事業体の関係、それについては、施業面積のうち、委託率が分からないと、直接施業した面積当たりの世帯数等の投下労働量などの比較が全く不可能になりますということと、サービス事業体については、生産手段である農業機械の保有利用状況は、世帯生産の体系や生産性を知るために重要です。サービス事業体に関しては、林政総合調査研究所で別途詳細なアンケートが実施されているので、それで済む。しかし、林業事業体については、センサスでこそ把握が必要だというふうに考えているということでございます。

では、小規模森林所有者の団地化と長期施業委託の推進は、近年、林野庁において施策展開されているため、重要項目だと思いますということでございます。

それを併せて回答させていただきます。2005年のセンサス結果では、保有山林における作業を実施している経営体のうち、およそ3分の1程度が委託しているという状況にあります。そのうちのほとんどすべてを委託している状況にあります。このため、林業作業に関しては、作業の一部を委託するよりは、作業のほとんどを外部に依存しているという状況にあると考えられます。

また、小規模山林保有者であるとか、林業生産活動を実施しておらず、管理自体、すべて外部に任せている、農業で言う自給的農家に該当すると思いますが、こういった場合もありまして、また、保有山林で作業を行っている林家等のすべてを調査対象としていない。先ほど申し上げた3ヘクタール以上で施業を行っていることが前提になっていることでもありますので、全体の委託の把握について、受託側で把握できるというふうに考えております。これは農業経営体と同様と考えております。

更に、2005年のセンサスでは、2000年センサスの統計審議会答申に基づきまして、実際の林業生産活動や経営に着目して産業統計を作成するという観点から、先ほども申し上げましたが、林業施業計画を作成している、または5年間に育林もしくは伐採を行っているという林業形態にしたというところがございます。在村、不在村にかかわらず、山林を保有しているだけでは調査票配付の対象にはならないということもございます。調査対象は、山林を保有している世帯や企業などから、林業生産活動を行っている者や、実際の産業を請け負っているサービス事業体などに今、シフトしているという状況でございます。

なお、小規模森林所有者の団地化と不在村者の山林の管理や長期施業委託の推進などに

つきましては、林野庁において各種施策が展開されておりますが、これらは主に森林組合への集約化を中心として行われております。将来的には、森林組合一斉調査により、これは明らかにされるというふうに思っております。この森林組合一斉調査におきましては、林業作業の受委託を詳細に把握している状況でございます。これは承認統計調査で行われているものでございますが、今回の調査項目の削減を行ったとしても、林野庁における施策の影響はないというふうに、林野庁とは何度も打ち合わせを行いまして、施策推進上の問題がないというふうな確認をとっております。

以上のことに加えまして、調査負担の軽減を図る観点から、受託に関する項目のみの把握としたところでございます。

以上でございます。

舟岡部会長 ただいまの説明に対して、いかがでしょうか。ぶっちゃけて感想を言いますと、不在村山林保有者がちゃんと捉えられないし、調査しないのだから、委託についても情報のとりようがないということになるかと思うのです。でも、佐藤専門委員の御意見ですと、受託側からとるだけで受委託についての情報を捉えると、地域ごとのズレが出てくる。委託先でとると、どこの地域の山林が作業委託されているかが分かるけれども、受託側からだと、受託者の所在している地域で、どれだけの山林を受託作業として請け負っているかの情報を捉えているに過ぎない。当然のことながら、離れた地域の山林に対して、受託サービスを提供しているケースもあって、地域間で対応したものとはならない。在村の山林保有者だったら、自前で何らかの管理をするとしても、不在村で山林を管理していない人については、作業を委託して森林を管理している山林であるのか、それとも、全く管理していない、放りっぱなしの山林であるのか、管理不在の森林が多くある地域であるかどうか把握できない。このことは環境保全とか、農林水産省が10年ぐらい前からおっしゃっています多面的機能を捉えるという視点、役割からすると、大変に欠陥のある情報提供になりませんか。

木村農林水産省センサス統計室長 委託の関係については、2000年と2005年で多少聞き方とか変わってしまっていて、唯一つながってとれるのは、受託面積はとれるのです。2005年のときに委託の割合を聞いていまして、林業作業に占める委託は何割ですかという質問になっているのです。先ほどの説明にもありましたように、外に委託している方に、どれぐらい委託していますかという質問を2005年に聞いていまして、ほぼ全部、10割委託していますといった回答が7割とか8割ぐらいの結果になっています。したがって、委託の割合のみ見ますと、自分でやらなくて、ほとんどすべて任せてしまっているという結果が出ているのです。

それと、部会長が言われた、すぼっとデータの把握ができなくなってしまうといった点については、他のところにも出てまいりますけれども、林野庁の方で承認統計調査ですが、森林組合一斉調査を行ってしまして、その中で、どれぐらいの面積を受けて、どれぐらいの投入人員があるとか、誰から委託したのかというところについても詳しく聞いています。

その場合に、どこの人が委託したのかが分からなくなるではないかという点なのですが、これは少し広がりますけれども、森林組合の所掌というか、恐らく管轄の範囲であろう。だから、多分、県境を超えてやっているという場合は余り見られなくて、恐らくそこにまた森林組合があるでしょうから、森林組合の管轄の範囲ということで、そこはものすごく遠くというよりは、その中でのやりとりという形で、別途、森林組合一斉調査が詳しく聞いていますので、そちらの方で細かい点については大体できるのではないかと。

舟岡部会長 教えていただきたいのは、林業作業の受託は森林組合が行っているケースが多くて、その場合、委託者は組合員に限らないのですか。それとも、組合員以外からも受託しているのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 森林組合一斉調査の聞き方は、これは詳しく聞いていまして、いわゆる林家の個人とか、その他に公社、公団、それから、市町村有の森林等がございますので、市町村とか、財産区とか、国、県、7つか8つぐらいのところから、誰から受けているかということも把握をしています。

舟岡部会長 なるほど。別途調査が行われて、そこで把握しているから十分だということで、組合員に限らないということですね。

木村農林水産省センサス統計室長 受けている提供者は、森林組合が受ける相手は選ばないというか、お願いされるところについてはやります。

舟岡部会長 そうすると、林業センサスはやらなくてもよさそうなものですね。中途半端な情報をとるならば、一斉調査でもって置き換える方がはるかに情報量は多いのではないですか。

木村農林水産省センサス統計室長 それは決してそういうことではございませんで、林業経営体、林家の戸数とか、従業者数とか、保有山林面積、これは市区町村調査の方でとっていますので、何十年も時系列でとっている項目がございますので、それはしっかり引き続き把握をしていきたいと考えております。

舟岡部会長 少なくとも、承認統計調査で行った調査について、参考情報としてでも併せて提供していただいた方が良いと思います。林業について、センサス調査と銘を打っているならば、農林業センサスで大体の情報がとれると思ったら、大変重要な情報はそこからすっぱり抜けていて、別途承認統計調査の結果を併せて読み取らないと間違った解釈をするというのも大変問題です。農林業センサスでとっていない情報で非常に重要な情報だと判断すれば、参考情報として示していただいた方が、ユーザーの利便性を考えるとよろしいかなと思います。いかがでしょうか。

出口委員 全く舟岡部会長の御主張に賛成で、おっしゃった意味というのは、平たく言えば加工統計として、あるものを無駄なく整理して、ちゃんと出してほしいという御趣旨だと思うので、是非そういう形にしてほしい。特に農業形態や林業形態の歴史的な変化というのは、今、非常に大きな変革期だと思うので、受託なのか、実際の土地の貸与なのかとか、いわば制度面の問題も絡んで選択されることも多いでしょうから、施策面のデータも含めて、いろいろな角度からのデータはやはり欲しいというのが確かだと思うので、そ

これは総合的な加工統計の形であれ何であれ、そういう形で整理していただくということは非常に望ましい形ではないかというふうに、全く賛成です。

美添委員 さっき保留していたところに戻ってもいいですか。

舟岡部会長 ちょっと待ってください。

林業作業の委託について、何かありますか。小田切専門委員。

小田切専門委員 私も、これはやむを得ないというふうに思っています。舟岡部会長がおっしゃったように、環境問題を考えると、いわゆる放置森林、間伐も枝打ちも下刈りもしない、これは大変大きな問題なのですが、センサスで把握するのはどうしても過去1年間という形ですので、その意味では、行為のフロー量なのです。ストックとして、それでは、森林のうち、どのぐらいがいわゆる放置森林なのかということ把握する仕組みになっていないということもございまして、その点で、委託が調査できたからといって、その問題についての説明がよりクリアになるとはなかなかいかないものですから、残念ながら、この部分はやむを得ないと思っています。

なお、2010年農林業センサス研究会の場では、林業作業をめぐる委託についての議論はほとんどなかったというふうに記憶しておりまして、その点でも強いニーズがあったというふうには、少なくとも私自身は理解しておりません。

舟岡部会長 多分、調査の全体設計の中で、不在村山林保有者を調査対象としないとした段階で調査で入手し得ない情報になっているのですね。それならば、何らかの形でそれに代わる情報を提供していただけるような利便を是非はかっていたきたいと思います。

美添委員、どうぞ。

美添委員 前の話題で、農家の委託と受託の関係について、さっき意見を保留した点について、端的に言いますと、受託側で正確に捕捉するのは、もちろん重要なことですが、受託側では、委託している農家の属性については全く情報がないわけですね。つまり、従来、委託していた農家が貸してしまったから、もうその農家からは委託がなくなりました。借りた方は、大規模な農家であると委託をしなくなるということも事例として伺っています。そういう変化が起きたのかどうかは、委託側を見ないと分からないと思うのです。農家の高齢化とおっしゃったけれども、高齢化で土地を手放したり、貸して、委託がなくなったという構造は、受託側を幾ら見ても分からない。

そもそもこの項目を削除する理由としては、報告者負担の軽減以外にないのです。積極的に削除するという理由は全くない。しかも、これは書くのは簡単ではないですか。利用者から要望があったら、これは削って何かいいことがあるという項目ではないのではないかと思いますので、その点を含めて再検討されたいかかと思っています。

舟岡部会長 いかがですか。

木村農林水産省センサス統計室長 今の美添委員の御意見でございますけれども、また繰り返しになってしまいますけれども、90年ですか、サービス事業体の調査を始めて、そのころ想定していたのは、農家がそれなりの担い手がいて、合理的な農業経営の判断として外にアウトソーシングする部分なども合理的に判断して、それが更に進むだろうという

こともあったのだらうと思うのです。しかし、先ほど小田切専門委員がおっしゃられましたように、実はかなり高齢化が進んでしまって、2000年と2005年の結果を見ますと、受委託という形での進化が進むというよりは、農地そのものを貸してしまうという傾向が一応、データの結果から確認できるところです。

それと、もう一つ、これも小田切専門委員が言われましたけれども、面積の把握は2005年でやめていまして、取組みの有無のみなのです。これは2000年と2005年接続するわけですが、その結果については、先ほどから申し上げていますように、ほとんど委託の割合が上がらないという状況が確認されていますので、そのところは、もしアウトソーシングが5年の間にかかなりのテンポで進んでいるのであれば、もう一回聞いてみて、どれぐらいの割合になったかという、そういったニーズは確かにあると思うのです。

美添委員 同じことを何回も言いませんが、委託の割合が進んでいないというのは農家全体で見ての話で、高齢化した農家が土地を貸したら、委託は減るわけです。借りた方は大体が大規模農家ですから、委託しないで自分でやるわけです。そういう構造を知るためには本当は面積もあった方がいいのですが、それは調査負担でとれなくなったけれども、どのような属性を持っている農家が委託しているのかを把握する必要があるという指摘に対して、この項目を削る積極的な理由があるのでしょうかという質問なのです。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 美添委員がおっしゃるとおり、この項目だけを見ると、大した項目ではないかなとは思いますが、そういう視点でいきますと、基本項目に絞ったところを考えると、なかなか言いづらいのですけれども、ちょっと難しい。調査票を見直すに当たっては、各項目にもう一度分解しまして、各行政部局の方と利用についても十分検討を行った上で、受委託については受託側で構わないというふうな結論になったということで、こういうふうに設定させていただいたところでございます。御理解いただきたいと思えます。

舟岡部会長 必要だということであれば、美添委員がおっしゃいますように、客体にとっての大した負担でもなくて、心理的に書きづらい項目でもないの、復活させても良いのではないかと思います。御検討ください。

小田切専門委員 これも繰り返して恐縮なのですが、変化の方向性として決着したといえましょうか、委託から賃貸借という流れが急速に広がっているという傾向があって、そういう実態認識が私ども設計に関わった者は非常に強くありました。ということもあって、あえて今の段階から委託を聞くのは、貴重な紙幅を考えるともったいないのではないかと議論が共通でされたのだらうと思えます。

舟岡部会長 調査項目の数の制約はあるのですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 今回の基本的な考え方は、先日もお話ししたと思えますけれども、農林業の基本構造の把握ということと。

舟岡部会長 いえ、それはいいのです。制約はあるのでしょうか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 施策部局のニーズに応じて今回作ったものから。

舟岡部会長 そうなのですが、調査事項の制約はあるのでしょうかと聞いているのです。例えば、市町村に対して、これだけの項目数でやりますからとか、そういう何か強い縛りが約束事としてあって増やせないとかということなのではないでしょうか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 数の縛りというのはないのですが、統計協議会であるとか、市町村の協議会であるとか、都市協議会、各県の都道府県からの要望、これらを踏まえると、ページ数が多過ぎるとか、調査項目が多いとか、調査客体からの協力が得られないとか、そういった回答がきています。

舟岡部会長 協力が得にくい調査事項ではないでしょう。小田切専門委員がおっしゃいましたが、現在、アウトソーシングはいろいろな産業で起こっている流れです。それまでの委託が賃貸借に変わっていった流れが今後も継続するのか、そうでないのかについては、もう少し調査期間をとらないと分からないだろうと思います。農業構造を捉える上で非常に貴重な情報であるのなら、2005年から2010年にかけても、その前5年間と状況は変わらなかったことを確認することだけでも大変意味のある情報だろうと私も思います。

出口委員、何か。

出口委員 全く賛成で、いろいろなサービス構造の変化を見なければならぬ、そのときの農業サービスの形態の変化を見なければならぬときに、今、そういう傾向が出たのは、それはそれでいいと思いますけれども、先ほど申したように、制度面で何かが変われば、がらっと変わることがあるし、美添委員からの御指摘のように、年齢の問題も当然あるから、その辺含めて、今後の変化を見る上で、問題ないのであれば、今、美添委員から御指摘があったような意味での、過剰な負担にならないで、書きやすい項目であるならば、サービスという意味から言えば、比較可能という意味でも、下請構造というか、委託構造その他の構造変化を他の産業と比較する意味でも、それは大変欲しい項目であります。

あと、もう一点、小田切専門委員から、この調査はフローの調査であるという御指摘があったのですけれども、私の方の認識不足があるのですけれども、それでよろしいのでしょうか。面積の問題も含めて、今、加工統計の方は、SNAの方はストックの方へどんどん移行して、正確なストックを把握するというような意味にしている。

舟岡部会長 林業作業における1年間の作業を捉える点から言えば、管理の状況についてはフローでしか捉えられない。

出口委員 全体としては、この調査の中でストックを当然捉えるべきで、その意味ではストックとフローの両面を見るので、少し項目を落としているのかなと、ストック重視していくような加工統計の方向性から言うと、少し逆に向いている部分もあるのかなという印象も受けます。

舟岡部会長 実施者から何か。

木村農林水産省センサス統計室長 農作業の委託の関係なのですけれども、先ほど見ていただいたペーパーの大きな3のところに書いてあることなのですけれども、部会長がおっしゃられたように、世の中大きく変わっていて、どの分野もというお話があったところなのですけれども、この3のところ、今回、2010年のセンサス結果の新しい母集団情報が取

得できますので、今後の政策のニーズに応じて別途、例えば、標本調査といったことも可能だということで申し上げたところでございます。こういったことでどうでしょうか。

出口委員 3のところというのは、資料のどこをご覧になっているのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 回答です。

會田総務省統計審査官 9ページ、論点に対する見解という、前回お配りしているものだと思います。

出口委員 前回の資料ですか。

會田総務省統計審査官 はい。

舟岡部会長 別途標本調査で把握することも可能であるとの方向に沿うことこそ一番無駄な調査になります。というのも、委託している農家についての情報がなくて、やみくもに網をかけて調査して、委託していない農家に対してまで調査しても意味がないわけです。

出口委員 まさに、どういう調査をやるかについての設計をやるのがこの本来やるべきことであって、後でできますというのであれば、農林加工統計を別途設計していただいて、他の調査をまとめた、そういうものを表章まで含めて全部設計を出していただけるか、オンリーワンで、くし刺し統計できるようリソースも含めた、そういうシステムを設計していただければ、それはリアリティのある話として受け取れると思いますけれども、今、それを言われても、何とも言いようがない。

舟岡部会長 農商工連携とか、あるいは産業統計として整備とうたっているときに、他の産業では、アウトソーシングの状況を捉えることが非常に重要になっているにもかかわらず、農林業で後退するのはいかがかなという気もしますので、次回までに検討していただけますか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 この点につきましては、どうしても施策の推進上の関係とリンクしますので、政策のニーズをここで聞いてみないと分かりませんので、そこを聞いて検討させていただきます。

舟岡部会長 聞いてみてください。申すまでもなく、統計は行政のための情報だけではなくて、ユーザーのための、国民の利用する情報という視点でも作成されている点については十分認識されておられるだろうと思いますので、次回に向けて御検討をお願いいたします。

小田切専門委員 今の結論で私もよろしいと思いますが、念のために申し上げれば、私自身も農業構造分析の研究者で、いわばユーザーサイドですので、今の委託の情報も含めて、あればよろしいなという強い気持ちは存在しております。ただし、調査票の設計を若干お手伝いさせていただいた立場からすれば、舟岡部会長がおっしゃったように、調査者負担の軽減ということを非常に強く意識しました。

舟岡部会長 それはよく分かりますが、実は2000年センサスと2005年センサスのいずれにおいても、部会審議を通して、本当にこれは必要だということであれば、農林水産省はかなり柔軟に対応して下さっていたのです。この点に関しては椿臨時委員もよく御存じでありまして、原案どおりでもう変えられないということであれば、部会審議はほとん

ど意味がないわけです。

小田切専門委員 いえ、それを申し上げたいわけではなくて、ただし、そのときに私も意識したのは、国勢調査との比較で、国勢調査の枚数、あるいは質問項目数、それと余りにも隔絶した大きなものであるという、そのことが調査者負担ということで現場から出てきたという実態もございますので、その中で、できるだけ項目を減らす方向で考えたら、そのときに何が必要なのかということです。そういう議論はかなり徹底して行ったというふうに思っています。

舟岡部会長 それもよく理解しております。

小田切専門委員 その部分を理解していただかないと、私はユーザーとしては本当はいろいろな情報を知りたい、何でもかんでも知りたいのです。

舟岡部会長 これでも、1995年とか2000年のセンサス調査に比べますと、大変なスリム化が図られています。本当に必要な情報だったら、やはり調査しなければいけないわけであって、これを別の調査で、それも余り効果がない調査で把握するなど説明するのは、ほとんどこの場を逃れるためだけの回答のように思えます。

美添委員どうぞ。

美添委員 今回の部会で、正直言ってびっくりしているのは、農林水産統計がものすごく進化をしている。どういう進化かというのですが、少なくとも10年前、20年前の農林水産省は、詳細な調査をしていたわけです。そのときは、こういう部会に出てくると、原案のとおりで、もう削れないということをおっしゃって、本当は余り意味がない、使いようがない項目もあったはずなのに、どうしても必要だとおっしゃったわけです。

今回、背景として、職員が大幅に減っていて細かい調査ができないという事情はわかりますけれども、では、今まで大事だと言っていた項目は要らなかったのですかと言われかねない。外から見ていると不安です。

研究者として、あるいは利用者として必要だという発言があったら、従来は積極的に取り込んできたわけです。一方で、増やし過ぎると、調査負担もあるし、逆に負担だけではなくて精度が落ちるということもあるので、増やすのには歯止めをかけてきたのが、どちらかという旧統計審議会で、そういう意味では、農林水産統計にとっては余計なお世話の審議をされていたという雰囲気はあったのではないかと思うのですが、ここまで進化するというのは私は想像もつかなかったのです。逆に調査項目を削りに削って出してきた。これでようやく世の中の一般の統計に近づいてきていると思います。その努力は高く評価します。

ただ、背景として、例えば、専門家を集めた会議で、調査項目を削るのに比較した対象が国勢調査だと初めて聞きましたけれども、これは全く違う統計を比較していますし、目的も違います。対象数も全く違います。片や200~400万、片や1億2,000万人、世帯にしても5,000万ですから、レベルの違うものを比較して、検討の会議に出てきた研究者を説得されたようですが、その方向は、部会長が言われたように、新しい統計法で、行政のためだけではない統計を各省が整備しようと言っている方向に逆行しています。農林水産統

計のスリム化は、従来の課題には応えていただいていると思いますが、今度は行き過ぎて、必要な情報で、本来とるべきものをとらなくなっている。そうすると、他の省庁並みの努力がこれから求められるという共通の土俵に乗ってきたのだと思います。

舟岡部会長 次回部会に向けて、実施者で御検討いただけたらと思います。

それでは、続きまして、10ページの農林業経営体調査における作物の作付面積の把握の方法の変更は妥当かについて実施者から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 作付面積の把握方法は妥当かということでございます。2010年センサスについては、特に農業の基本構造の把握に一層重点化して、調査項目の見直しとともに減量化に取り組んできたところでございます。また、調査に協力していただいている農業者や調査員からも、国が実施する他省庁の統計調査に比べて農林業センサスの調査項目数が多く、労力負担が大きいという意見が寄せられているところでございます。更に、2005年のセンサスに関する統計審議会答申においても同様の指摘がなされているということでございまして、2005年の前回の統計審議会の答申では、指定統計として全数把握すべき事項を精査し、調査の重点化、簡素・効率化を図ることが必要というふうに言われたところでございます。このため、農林業経営体調査におきましては、できる限り項目数の削減を図ってきているということでございます。今回の工芸農作物、野菜、果樹への作付の把握方法については、個別品目ごとの作付面積の記入から作付の有無に簡素化したところでございまして、これらについては別途の作物統計調査におきまして品目別作付面積を引き続き作成し、毎年公表することにしております。

なお、都道府県においても、調査が特に必要な品目については、都道府県設定項目として別途設定できることにしております。

以上でございます。

舟岡部会長 ただいまの説明に対して、いかがでしょうか。これこそ2005年の調査票のままだったら、客体の負担が非常に重い調査事項で、拒否があることはよく理解できます。1年だけ露地、施設ごとに作付面積を調査しても意味があるのかどうか、別途作物統計調査で調査しているなら、そちらで十分な情報がとれるだろうと理解しますが、いかがでしょうか。これについてはよろしいですか。本当に必要ならば、都道府県調査項目で設定して、その地域の特産品としての工芸農作物とか、野菜とか、果樹とか、それについての作付面積を把握すれば良いとの考え方はよく理解できます。いかがですか。よろしいでしょうか。特段御異論なければ、妥当とさせていただきます。

続きまして、農産物の販売金額の把握方法の変更について、御回答をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 農作物販売金額の把握方法の変更でございます。2010年センサスにおいては、販売金額について、前回の2005年センサスの実額記入から金額階層に 印を付す方法に変更するというところでございます。これは、調査客体のプライバシー意識の高まり等から、前回2005年センサスにおいて調査票への未記入が多かったということから、調査員が再度聞き取りを行うケースが生じまして、調査員の大きな負担となったということがございます。このため、実額記入から金額階層に 印を付す方法へ

変更すべきとの地方自治体からの強い要望があったところでございます。また、農家の高齢化等による記入者負担の軽減ということにもつながると考えているところでございます。

以上のようなことを踏まえて、調査への協力確保と調査員の負担軽減という観点から変更するというところございまして、漁業センサスにおいても、同様の理由によりまして、これまでの実額記入から金額階層に 印を付す方法に変更したところでございます。

以上でございます。

舟岡部会長 前回部会で本間専門委員から、少なくとも5億円以上の階級については、幾らの金額であるか分からないので、そこについては実額記入してもらうように変更すべきだとの御意見が出ていますが、いかがでしょうか。オープンエンドの階級の販売金額についての把握です。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 5億円以上のところなのですが、調べたところ630戸でございます。大規模階層のみを金額記入ということになりますと、階層別にある中で上だけ金額記入ということになるのですが、それをどう説明するのかというのが1つです。

舟岡部会長 5億円以上については実額を記入してくださいということですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 農家なり事業体にどのように説明して書いてもらうのか。あなたのところは実額記入ですよということに対して、なぜ私が実額記入なのかと言われた際に、どう説明するのか、これはちょっと説明できないなというところもあります。農林水産省としては、どちらかというところ、他産業並みの所得水準という意味では、500万という一応の水準がありまして、そこを目指して、今、底上げを図っているということなので、大規模階層を把握してどうするのかなというのが一番の懸念でございます。

椿臨時委員 先般、本間専門委員がおっしゃられたことは、むしろ推計上好みのことだと考えていて、そうすべきだと思っているところなのですが、その場合に、5億というところで切るのがいいかどうかというのはまた別問題で、630何件の方だけが今、おっしゃられたように特別な扱いになるというよりは、もう少し下から切っていて、実額記入ということも考えていただいているのではないかと思います。

舟岡部会長 会社形態の農林業経営体ですと、今後は規模が拡大して行って、販売金額はかなり上方にシフトしていくのではないかと思います、いかがなのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 この文章にございますように、大変金額が大きくても、なかなか書いていただけないような事例もあったということで、調査員は聞けないので、市町村の方から聞くとか、大変大きな負担があって、最終的には書いてもらえないに近いような状況に至ったといったことも報告がございます。したがって、金額そのものを書いていただくというのは、前回の調査の経験から難しいと考えています。

椿臨時委員 金額の詳細な額でなくても結構ですから、有効数字2桁でも書いていただくということではできないのでしょうか。最後の欄だけは、5億2,000万の千万円のところは「000」となっているような感じでも構わないと思うのです。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 大規模階層のみ実額記入ということになると、そのところをどう説明するのか。客体の側から、販売農家もいますので、おたくは金額が多いので記入してくださいよということになりますと、どう協力を。

舟岡部会長 いいえ、調査票そのものに記入欄を設けておけば良いのです。5億円以上については実額を御記入くださいとして、そこに記入欄を設ければ良い。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 ですから、5億円以上の方々は、何で私は実額記入になるのですかという問いが当然きます。実額記入は今まで協力が得られなかったという実態から、こういうふうに変えたものですから、またここであえて金額を記入するというのは。

舟岡部会長 販売金額が大きいところの農林業経営体で拒否が多かったのですか。そうではないのではないですか。

美添委員 普通は逆ですね。

舟岡部会長 と思いますがね。その実態については、どうなのですか。通常は、大きい規模の経営体はかなり経理がしっかりしていて、経理項目を操作して税金を安くするとか何とかといったことを気にして記入しないことはないと思います。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 大きいところが協力よかったとか、悪かったとか、大きさによってというのは把握していないのですけれども、ただ、大きなところが協力がよかったということもまた言えません。

舟岡部会長 全くない情報を聞いても意味がなく、要するに、そういう根拠はないわけですねというだけです。5億円以上であるとだけ分かって、幾らか分からない、青天井の金額の把握は、調査して何か意味があるのでしょうか。農業経営はますます大規模化に向かっているわけでしょう。そちらに向けて行政もいろいろな施策を講じていると伺っていますが、肝心の販売額が幾らか分かりませんというのでは、農業の規模の生産性も何も評価のしようがないですね。

出口委員 まさに生産性の問題もそうですし、そうなる企業体ですね。企業体であれば、一定以上のアカウンタビリティは当然要求されるわけです。そこがそんなにデータがとれないというのは納得いかないところなのです。

小田切専門委員 私は5億円以上について実額記入というアイデアは率直に言ってなかったものですから、前回、本間専門委員からアイデアをいただいたときに、なるほどというふうに思いました。その場合に、例えば、経済センサスで、この種の金目のものを聞く場合にはどうなっているのか、あるいはそれをめぐってどういう議論があるのかということも教えていただきたいと思います。

舟岡部会長 経済センサスでは、企業の売上高や事業所単位では、例えば、出荷額とか、販売額とかについては、実額で調査する計画の予定です。

小田切専門委員 実額で調査しているわけですね。そうであれば、5億円以上について実額記入という方向性は1つの手だと思います。なぜならば、次の2015年の際の刻みを考えるときに、それがあってによって非常に役に立つだろうと思いますので、場合によ

てはそういう変更も御検討いただきたい。ただし、実額記入を求めることによって、調査バイアスがどういふふうにかかるのかという検討は、これまた別途していただきたいと思ひます。

舟岡部会長 それでは、次回に向けて、この点について実施者で御検討いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

12 ページは先ほど決着済みですので、13 ページの(3)異業種から農業への参入状況を把握する調査事項の追加について、実施者から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 農林業経営体について、異業種から農業への参入状況を把握する農業以外の業種からの資本金、出資金の提供状況についてでございます。

2000 年調査における農林業経営体調査の調査項目については、調査対象者における調査票への記入負担軽減を図るため、調査結果の利活用状況も踏まえて、農林業の基本構造の把握に一層重点化しているところでございます。このように調査項目の重点化を図っているところですが、新しい農政の動きの1つとして、経済産業省と農林水産省の共同による、いわゆる農商工連携が積極的に今、推進されているところでございます。この取組は、地域での雇用創出や所得の向上を図るため、地域の基準産業である農林水産業と商業、工業等の連携を強化して、新商品の開発など、新たな地域ビジネスの展開を促進するものでございます。また、農家以外の流通関係企業等が地域の農業者とともに農業法人を設立し、農業への参入をする動きも見られるところでございます。

以上のことから、本調査におきまして、農業以外の業種からの資本金、出資金の提供状況を調査する事項として追加したものでございます。

そこに農商工連携につきまして参考として載せております。農林漁業と商工業等の産業間連携を強化して、地域経済を活性化する取組でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

これに関連して、引頭専門委員より追加の論点が出されていまして、それに対する実施者の回答が席上配付資料1として示されています。全部読み上げると結構時間がかかりますので、手短にお願ひできますか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 野菜などを農協を通さずに出荷するケースにつきましてでございますが、まず、農産物の出荷につきましては、食品産業活動実態調査、後ろのページに載っておりますが、平成18年当時は食品流通構造調査ということで、これは青果物について行ったものでございますが、これ以外にも畜産物と水産物について3年周期で、ローテーションで回している調査でございますが、生産者からの流通経路なり規模について把握しております。

それから、本調査におきまして農業生産関連事業の中で「店や消費者に直接販売」の取組みを把握しております。

また、農産物の輸出につきましては、これも後ろのページにございますが、貿易統計がございます。

それから、各種の地域の輸出促進協議会とか、農業者等々への支援ということで、農産

物輸出の促進対策を今、行っているところであります。そのデータにつきましても、貿易統計として載っております。

以上のことから、これらの項目についての調査事項を追加することは困難であると考えております。

以上でございます。

舟岡部会長 農商工業連携を捉えることについて、出資の状況で十分かということですが、実際の取引状況を捉える方が本当は意味があるのではないかと指摘です。取引のルートが確立した段階で初めて資本の出資に進むわけで、起こりつつある状況を的確に捉えるためには、引頭専門委員の御指摘のように、どういうルートで出荷しているのか、これを捉えるのが有効ではないかと思えます。かつては、農林業関係の統計は生産に焦点を当てて、生産段階に関する調査事項を設定していましたが、近年、生産の先にある、出荷先等について、より詳細に情報をとるようにする方向に調査内容を若干移してきたと思うのですが、いかがでしょうか。

木村農林水産省センサス統計室長 部会長の言われた最初の農商工連携のところですが、回答文の3にありますように、農家以外の企業が農業者とジョイントで法人をつくって農業を行おうという動きはかなり前から進んできているところです。決して始まったばかりではなくて、そういった意味では、農業生産法人をつくって農業生産に取り組んでいるという動きが既に進んでいます。しかしながら、2005年センサスでは、農業生産法人の趣旨の内訳といったようなことが実は把握はしていなかったところです。そういった動きの中で、農商工連携という動きが出てきて、そういう意味では、これまでの動きを一層促進するような位置付けになると考えていまして、今後、安全・安心で国産農産物志向はますます高まっていますので、そういった企業の農業参入、一緒に取り組む動きがますます増えてくるのではないかと考えていますので、これは是非把握したいと考えております。

舟岡部会長 数はどれぐらいあるのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 農商工連携ですか。農商工連携そのものは、今、優良事例を選んで認可をしています。

舟岡部会長 そうでしょう。それなら、センサスでとる必要があるのですか。調査事項を減らせ減らせと言いながら、実際は対象がごくわずかで、大半の農林業経営体にとっては意味のないような調査事項を設定して、重要だと思われる事項を削ってまで調査する必要があるのですか。それこそ別途に情報収集すれば済む話ではないのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 部会長の冒頭御発言されたことは実は誤解でして、農商工連携だけをとるのではないのです。回答文の3にありますように、農業生産法人はかなりの数に上っているはずですが、2005年度は残念ながら出資の状況は把握していないのです。だから、農商工連携が初めてではもちろんなくて、かなり以前から生産法人の出資の要件を緩和してきて、農業外の企業もかなり一緒に入っている状況なのです。

舟岡部会長 それはよく知っています。ちなみに、農事組合法人と会社組織の農林業経

営体の数は幾つありますか。

木村農林水産省センサス統計室長 今、農業生産法人の総数で、品目横断対策上認められているのは1万2,000ぐらいです。

舟岡部会長 農事組合法人は幾つありますか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 農事組合法人は2,716です。

舟岡部会長 会社組織は。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 会社が1万3,737です。

舟岡部会長 それだけでしょう。

木村農林水産省センサス統計室長 5年たっていますから、更に増えていると思います。

舟岡部会長 先ほどの別途標本調査という、何かよく分からない話がありましたが、そこについてこそ、別途ヒアリングその他なされば、それで済む話ではないのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 これは対象を新たに見つけて聞くという項目ではございませんで、生産法人も当然、調査客体の対象になっています。この5年間でかなりの数が増えているというふうに見込んでいまして、その出資の状況を見ることによって農業への関与の度合いを把握することができると言っています。今後、大きく可能性のある分野ということで、ここに項目を1つ設定していると、そういうことでございます。

小田切専門委員 ここは比較的力を入れて調査設計に関わったところなのです。と申しますのは、この動きが急速に展開しております。建設業不況の中で、建設業が農林業に参加するという動きは、事例レベルではなく、かなりの量になっておりまして、なおかつ農地法の農業生産法人の規制緩和の動きなどもございまして、その点では、2010年と言えば、スタートライン調査といいたいまいしょうか、そこで数を把握して、2015年以降の動きをきちっと把握するというのは、研究面でも、実務面でも、政策面でも非常に重要だろうということで、あえて入れさせていただいたという経緯があります。

舟岡部会長 それだけ重要なら、農家である農林業経営体と会社組織の、かつての農業事業体とか農業サービス事業体の調査票をなぜ別にしないのか。これらは明らかに対象が違うことが最初から分かっているわけです。それぞれに必要な情報をとるべきであって、限られた法人、会社組織の農林業経営体に対する調査事項とは全く無関係の大多数の農林業経営体に対して、なぜ無駄な調査事項を設定しなければいけないのか。これは素朴な疑問です。それぞれで本来とるべき情報は違ってしかるべきだろう。なぜわざわざ無理してまで1つの調査票に合体させるのか。ここに、本来それぞれの経営体で把握したい情報が適切にとれていない大きな原因があるのではないかと思います。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 調査票の一本化については、前回の見直しにおいて一本化にするということで、メリットもあるということで一本化したのですけれども、前回一本化したのに、またすぐ次は分割というふうにもならないかなというふうに思います。

また、分割するとなると、調査票を配布する際に、客体名簿による確認とか、家族であるかどうかということ把握する必要が生じますし、調査員の事務負担とか、都道府県や

市町村の事務負担の増加につながるというふうに考えております。

例えば、家族でない農業経営体の数は200万の中の約3万ぐらいなのですが、全体の中の1.4パーセントである。3万ぐらいの対象に対して、例えば、調査員1人当たり最低でも3枚の調査票を持たせて調査に行くとしても、約50万枚の調査票が必要である。それに加えて、調査票が別になりますと、今度は記入の仕方などのいろいろな書類も増えるし、その間の都道府県・市町村調査員の事務負担もあります。

舟岡部会長 要するに、重要なのは、本当にとりたい情報をどうやってとったらいいかです。2005年に調査票を一緒にして不都合があった、あるいは時代が変わって、特に法人組織についてとるべき必要な情報が新たに出てきたということであれば、それに合わせた形で調査の仕組みを考えてしかるべきです。

先ほどの法人であるか否かは、外形的に大変明解です。法人でも、会社組織、農事組合法人だったら、何も調査員調査でなくても、郵送調査であっても十分な情報がとれるだろうと私は考えています。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 法人、法人でないという分け方をしてしまうと、農家という世帯概念のものも法人であるものと法人でないものがありますので、農家の法人であれば、世帯の項目は聞き取って、農家という形の表章も行っていくわけですので、そういう分け方をしてしまうと、そここのところは記入されないことになってしまいます。

舟岡部会長 実態は家族による経営である法人であっても、基本的に法人として捉えるというのが本来のとり方でしょう。法の名の下に権利・義務が発生しているわけで、これは個人の経営体とは明らかに違います。いかがですか、小田切専門委員。

小田切委員 前回の農家以外の事業体と農家というものを接続したという議論、前回の部会でも少し議論になったわけなのですが、舟岡部会長がおっしゃることは農業の1つの特徴だろうと思います。もぬけ農家などという言葉があるのですが、ほとんど農業生産はせずに、すべて外部委託しているような農家から、自給農家、そして普通の家族経営から、場合によったら多国籍企業まで、農業経営体の場合には、上から下まで存在している。したがって、それを1つの調査票では無理があるのだという御主張はそのとおりだと思います。

ただ、問題は、何段階に調査票を分けたときに、グレーゾーンの部分が出始めてきているというのが、前回の調査を一体化したときの1つの理由でした。農家と農家以外の事業体が不連続で変化したり、連続で変化したり、このことを考えると、まず一体化というのは、私としては意味があったのだろうと思います。その上で、それぞれのカテゴリーごとの母集団調査を基にした抽出調査ということは十分考えられるのかなと思っております。私自身もやや隔靴搔痒の感があるのは、農林水産省がそのような抽出調査を実施すると言って、その抽出調査の全体像がまだ出てきていない。そのこととも関連して、いささかストレスがかかっている部分があるのではないかと思います。

舟岡部会長 前回、農家経営体と農家以外の農業経営体の線引きが難しいというのはよ

く理解できました。しかしながら、法人組織、中でも農事組合法人と会社について、実はこれから非常に力を入れるべき、伸びていく組織形態と考えられるので、より詳細な情報を把握したいという説明があったわけですし、そこについて、本当にそんなに重要な対象ならば、別途の調査票、たかだか1万数千ですから、それを設計して、センサスで設定されている以上の情報を調査した方がいい。例えば、世帯に関する情報は調査事項として必要ないわけです。恐らくそのような対象については郵送調査でも十分回答が期待できるはずですし、そのような仕組みは考えられなかったのでしょうか。今からでもできないのでしょうか。

木村農林水産省センサス統計室長　今回は、今、小田切専門委員からお話がありましたように、2005年で6本の調査を1本にして、1つの調査票ということで把握をして、その結果、調査項目についての把握はできたのです。一本化したことのメリットというのも、御発言がございましたように、農家か、農家以外かという区別の難しいようなところもはっきり、隈なく間口が広がってとれたというメリットがあります。もう一回これをやることによって、例えば、農家から、グレーゾーンから、農家以外の事業体にいったとか、その辺の動態的な変化というのが、もう一つデータがそろうことによって可能になる。だから、一体化したもののメリットがより発揮されるというふうに考えていまして、2010年は2005年と同じように一本の調査票で行いたいと考えています。

先ほどのより詳細な情報ということなのですが、これまで回答していただいた農業生産法人の方に、その出資の状況をひとつ聞いてみるという状況ですので、これによって2つにばらして聞くというところまでは考えておりません。1本の調査票を維持して、その中でこれまで対象となっていた農業法人に対して、これから期待される分野について、ひとつ聞いてみようということです。

舟岡部会長　委員の方々、いかがでしょうか。今回は過渡的なもので、前回の農林業経営体についてはすべて1つの調査票で捉えることでグレーゾーンのところも余り紛れがなく調査できた。しかしながら、新たに法人組織の、特に会社、あるいは農事組合法人についての情報が今まで以上に必要になってきているので、そこについては次回以降のセンサスで、どういうとり方をすることが適当かを十分検討していただきたいと思います。それを踏まえて、今回は2005年センサスと同様な調査方法で情報を継続してとりたいというお考えのようです。いかがですか。どうぞ。

引頭専門委員　1つだけ質問なのですけれども、今、調査票を拝見して、1ページ目の3の、どこからきていますかというところで、建設業、運輸業とかあるのですけれども、例えば、総合商社がお金を出している場合に、大体、子会社化しています。ですから、多分、飲食料卸から、あるいは飲食料小売から出資しているけれども、それは元は総合商社だとか、もともとの業種というのはこれではとれないのですけれども、それでいいですねという確認です。何を知りたいのですかということなのです。大きな産業の構造変化ということで、大きな元々の、どういうところからきているのだ、そのツールとしては、土地は子会社かもしれないけれどもというもののなのか、直接出資の分だけ知って、後でどう分

析するのかなと、そういうことです。

木村農林水産省センサス統計室長 今のお話ですけれども、調査票を書きいただく際に、例えば、飲食料品の小売業が直接地元の農家と出資して生産法人をつくっているといったような状況であれば書いてもらうということにしています、小売業自体の親元が実は総合商社であるのか、あるいは別会社であるのかというところまで記入していただくことは、このセンサスの中ではやはり難しいのかなと考えています、直接出資したところで書いていただくということです。

引頭専門委員 ですので、それだと分からないけれども、よろしいのですねという確認です。

舟岡部会長 情報としてどれだけ価値があるかということです。

引頭専門委員 どう加工するのですかという話です。

舟岡部会長 私も同様な考えでして、お金などは、どういう経路で出されたかはいろいろなケースがありますから、最終的な資金の提供者だけ捉えて、どのような意味があるのか疑問です。特に業種として捉えても意味がなく、利用価値の少ない情報だろうと思います。

引頭専門委員 先ほどの建設業だって、子会社をつくって、普通は事業体を分けます。定款とか変えなければいけないわけなので、急に建設が農業できません。となったら、どういうふうな後で、さっきおっしゃった建設とのコラボレーションとかをするのかということ。

木村農林水産省センサス統計室長 建設業の場合ですと、多くの形態は、建設会社が地元の方と。

舟岡部会長 いえ、そういう具体例はもういいです。

引頭専門委員の意見について、どうでしょうか。出荷先とか、販売先についての情報をとる必要があるということです。

出口委員 それに関しては、私も非常に気になっていて、これで十分なお答えなのかどうかを含めて、流通経路に関してはもちろん、直販とか、スーパーとか、いろいろなものがあって、それはそれなりに把握されていると思うのですけれども、インターネットを使った部分もあって、その辺も含めて、ここ数年の他の商業のケースでの動向変化を考えると、その辺り、今後非常に大きく変化してくる部分もあるので、その辺りが完全に把握できているかどうかというのはかなり気になります。

舟岡部会長 今まで把握していたのを、今回やめたのです。

出口委員 それは非常にまずい。

舟岡部会長 これからは、売り方が問題だ、高付加価値化して、農業をいかに活性化するかというときに、付加価値のつけ方についての重要な要素である、どういうところにどういう売り方をするのか、その情報を全くなくしてしまっているのでしょうか。これについても同じくセンサス研究会で異論のあったところかと思いますが、小田切専門委員、いかがですか。

小田切専門委員 大変議論があったところです。今回の調査票全体を見ていただければ分かるのですが、いわゆる資源量把握、構造把握にかなり特化しております。その点で、農業経営に関わる情報は余り踏み込んでいないという特徴があるのだらうと思います。農業経営についての情報がコンパクトな調査票の中にどうしても組み込めなかった、そういう制限が強かったという意識は持っております。ただし、今、議論していただいておりますように、農業経営に関わる特に重要な調査項目については、可能であれば入れていただくということもあり得るのかなと思っております。

舟岡部会長 美添委員がおっしゃいますように、客体が余り負担を感じない情報であって、売上1位の出荷先について、農協、農協以外の集出荷団体、卸売市場、小売業者、食品製造業者、外食産業、消費者に直接販売、その他に、をつけるだけで、それほど負担がある調査事項とは思えないのです。これについても小田切専門委員からの御意見でもありますので、次回まで、できるか、できないかも含めてご検討ください。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 検討はしたいと思いますが、考え方として、前回だけ出荷先調査を入れたのですが、その経緯は、この表にもございます、速報として出しております食品流通構造調査がございますが、これの調査として、出荷先を調べたい、その母集団として調べたいということがございまして、そのための出荷先を調査したという経緯がございます。実際のところ、出荷先ということでは、出荷先別の金額を調査する、特に製造業であるとか、卸売業とか、出荷先ごとの金額を調査する、販売額を調査するのは非常に厳しいという状況がありまして、ここにあるとおり、仕入金額なり仕入量を把握するという調査に変わったという経緯がございます。小田切専門委員が言われたとおり、農林業の基本構造の把握というところに強く考え方を持っております、センサスで把握するというよりも、領域別に言えば、流通の方で把握するべきものなのではないかという考えも持っております。

舟岡部会長 産業統計としての方向にこれから力を入れていくとおっしゃっていながら、それとは相容れない御回答なので、いかがかなと思うわけでして、御検討をよろしく願います。

木村農林水産省センサス統計室長 出荷先でいきますと、恐らくは卸売市場よりは直接販売みたいな形態が中心になってくると思うのです。それについては、調査票の最初の農業経営の取組みの中で、店や消費者に直接販売という項目を設けています。それから、卸売市場でどれだけ通過しているかという経由率のデータなども別途市場統計の方で整備されていますので、もろもろ。

舟岡部会長 繰り返しますが、経営体個々がどのような工夫をしているか、どのように売り方を変更して高付加価値を図っているか、といった情報を知りたいのです。それを捉えることが重要だというのが、多くの委員の認識の一致なのです。そこについて、御検討いただけたらと思います。

時間がもう15分過ぎておりますが、あと15分ぐらいの延長をお願いできますでしょうか。それでは、14ページの不在村私有林、農業集落調査における施設等に関する調査事項

の廃止、簡素化、これについて簡単に実施者から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、農山村地域調査における市区町村調査の在村、不在村の私有林面積、それから、農業集落調査における地域資源を活用した森林公園の関係の問いでございます。

2010年センサスでは、他の統計調査や行政情報で把握可能な項目については見直しや廃止を行うこととしております。したがいまして、行政記録を活用できるものは、法制上の地域指定であるとか、前回とっていたものについては、そちらを活用して、行政記録の方で活用して調査をしようとしております。

このような中で、市区町村用の地域調査におきましては、把握していた在村、不在村の私有面積については、次の理由により廃止するというところで、在村、不在村の私有面積については、これまで農林水産省の職員による聞き取りや情報収集により把握してきたところでございますが、多くの事務作業負担を伴っておりまして、今回、市区町村への郵送調査を考えております。そういった点では、この把握が非常に難しいであろう。前回の調査では、当方の職員が市区町村だけでなく、森林簿の把握だけでは十分になっておりませんので、職員による聞き取りを複数の関係機関も含めて把握して、非常に把握に苦慮したという点がございます。ただ、御存じのとおり、定員削減の状況もありまして、今回の職員調査から郵送調査に変えたところでございます。

また、林野庁において別途実施しております森林組合一斉調査の中で、森林組合が管理する私有林についての、これも在村、不在村を把握しているということでございます。そういった意味では、今回は、この調査については廃止していこうということにしております。

また、森林公園についてでございますが、森林公園を定義する法的な規定がないということで、前回も何々森林公園と称するものについて把握を行ってきたところでございます。定義が若干あいまいだったわけですが、2005年に何とか森林公園とか、県民の森とか、市民の森といったところを対象に調査を実施して、1,561施設という数が出てきたところでございます。そのうち、国有林野内のレクリエーションの森が全体の約80パーセントでございましたので、これについては、今後、森林公園の8割は林野庁において把握しておりますので、全国森林レクリエーション協会というところが把握しておりますので、農林業政策推進上で、今後はそちらの方の行政部局の利活用を確認して、今回は調査項目から削除することにしたところでございます。

以上でございます。

舟岡部会長 関連して、本日、席上配付の資料2の2ページ目に、佐藤専門委員から御意見をいただいています。簡単に説明をお願いします。

會田総務省統計審査官 読ませいただきます。

2000年センサス時点で私有林全体の約25パーセントが不在村所有者であることが明らかとなり、不在村所有者対策は今後、所有者の世代交代が進む中で非常に重要になると予想されます。不在村所有者自体の把握と調査票の配布に関しては、前回会議で議論になっ

ているように、町村の負担や個人情報保護意識の高まりの中で困難化していることは理解できるが、面的にどの程度、不在村所有の森林が占めるのかという点は、センサスで把握することが望まれます。

不在村の面積割合は、都道府県や市町村によっても大きく異なり、地域の林業や施策課題に大きく影響します。更に、市町村では森林計画制度に基づいて「市町村森林整備計画」を策定することが義務付けられ、個別の森林施業計画の策定指導や計画策定者への施業指導、勧告も可能であり、今後、これらを実質化することが日本の森林資源管理にとって重要だと言われています。そのためには、少なくとも域内森林の在村、不在村状況を把握することは市町村で当然なされるべきであり、市町村調査の項目として重要項目だと思います。

また、在村、不在村状況は森林組合の加入者については、森林組合一斉調査票にて把握が可能です。しかし、域内組合組織率が地域によって異なること、不在村者ほど組合加入率が低いこと、また不在村者に加入を促進している組合とそうでない組合との差が大きいということを考えると、森林組合一斉調査でセンサス調査に代えるというのはパイアスがかかり過ぎるのではないかと危惧しますという御意見でございます。

舟岡部会長 しごくもっともな御意見だと思います。センサスで山林についての調査が網羅的に行えなかったら、センサスという名をかぶせることができるのだろうかという素朴な疑問を持ちます。これについて、佐藤専門委員が専門家でもありますので、佐藤専門委員が次回出席されたときに、改めて御議論いただいた方が適当かなと思いますが、小田切専門委員から何か。

小田切専門委員 逆に私は次回出席できないものですから、今、意見を申し上げておきますと、確かにセンサス研究会でも大きな議論になった論点でありました。今まで議論したものと違って、私自身は、いわば今までのように消極的に削除するというよりも、積極的に削除するという意見を持っております。というのは、この点は最大の政策課題の1つとなり始めておりまして、最近の実態調査でも、島根県のある村の森林の所有者が30都道府県に散らばっているという研究報告がありまして、これを把握するのであれば、相当しっかりした把握の仕方が必要なのだろうと思っております。どれがこの村の中において、どの部分が外にいるというのは、恐らくおおむねの数しか把握できないだろう。そうではなく、きちんとした調査を別途行うべきだと思っております。

舟岡部会長 私も農林業センサスで行うことが適当かどうかというよりも、以前の照査票の整備の段階のような、準備調査名簿をどうやって整備するのか。行政記録の活用もあるでしょうし、その他にも別途整備する手法があると思いますが、それについて御検討いただくのが一番かなと思いますが、いかがですか。

小田切専門委員 そうですね。それが1つの手法でしょうか。あるいは、例えば、国土調査などと絡めて、いわゆる地籍調査ですが、それに基づいて実態を把握するという仕組みを新たに作るべき、これは統計というよりも業務調査の仕事になりますが、そんなふうに考えております。

舟岡部会長 次回、佐藤専門委員がいらっしゃったときに、本来必要な情報だろうと思いますので、それをどのように捉えるのか、この農林業センサスで捉えることが可能なのかということも含めて議論したいと思います。

続きまして、15ページの農業集落調査において、集落内の総戸数に関する調査事項を追加することは妥当かということで、簡単に説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 総戸数の把握についてでございますが、ここに書いてあるとおり、農山漁村活性化のための戦略を現在策定して、地域の再生、地域経済の活性化に向けて積極的な取組を行っているところでございます。農業集落の状況については、混住化の状況等にかかわる情報が重要ということでございまして、農家別の集計が非常に求められている状況でございます。農業集落別の総戸数の把握が必要不可欠でありまして、農業集落別の総戸数を把握する他の統計や行政情報がないということでございますので、調査事項として設定したものでございます。

以上でございます。

舟岡部会長 素朴な疑問ですが、精通者が農業集落内の総戸数について把握できるのですか。農業集落については、以前、大変な金額で農業集落の範囲と国勢調査の調査区のマッチングを農林水産省で実施されました。一部出入りがあったようなのですが、かなりの程度使えることが分かりました。それなら、わざわざ調査しなくても、国勢調査の結果を利用すれば良いのではないかと。場合によっては、農業集落内の総戸数をセンサスで捉えるぐらいなら、農業集落の範囲を、例えば、国勢調査の調査区等の地図を示して、この範囲が我々が捉えている農業集落だと、この機会にその情報の整備を一気にやってしまった方が、これ以降の集落調査の実態把握において大変貴重な情報になるのではないかと。国勢調査、住宅・土地統計調査等から、大変重要な追加的な情報が提供されます。それをうまく農林業センサスと組み合わせて活用することを今後考えるべきであって、そのためには、総戸数を調べてもいいですが、それよりは農業集落が国勢調査の調査区とどう対応しているのかについての情報を求めたいかなのでしょうか。少なくとも、それが分からない限り、総戸数などは正確には分かりっこないです。違いますか。

小田切専門委員 農業集落は、もちろん、生活上の一体性ということで把握しているのですが、現実の農業集落は財政を持っていて、寄り合いという会議を持っている。そういう生きたものでありまして、そのようなこともあって、区長さんは多くの場合、いわば課税の対象、課税というのは、要するに、会費をもらう対象ということもあって、総戸数についてはかなり明確に把握しております。むしろ、逆に、この中で農家は幾つですかというふうに聞くと、農林水産省の農家定義で言うと少し混乱してしまう、そういう状況があります。

舟岡部会長 混住で、都市型農業の農業集落でも総戸数が分かるのですか。

小田切専門委員 はい。いわゆる町内会費に相当する、地域によって、万雑とか、いろいろ呼び方がありますが、それを取っているということもあって、戸数だけは妙に把握されていると思います。ただし、繰り返しになりますが、その中で農家がどのぐらい、非農

家がどのくらいとなると、これは統計定義に関わるものですから、なかなか答えてくれな
いという実態があります。

舟岡部会長 ここは明るくありません。

木村農林水産省センサス統計室長 小田切専門委員が言われたとおりでして、農業集落
の場合は、そういった会費も集めますし、また、市町村の広報紙の配布とか、いろいろな
市町村行政とのつなぎ役をやっている場合が多いのです。そこは明確に、戸数は幾つとい
うのはしっかり把握はできます。

舟岡部会長 そうすると、精通者は、町内会の役職者だということですね。前回、それ
だけではだめだとかという話ではなかったですか。

木村農林水産省センサス統計室長 前は、自治会長と最初に書いたものですから、そ
れよりは農業集落の代表者ということです。

舟岡部会長 代表者というのは町内会長ですか。

木村農林水産省センサス統計室長 田舎でいきますと、区長さんとか、いろいろな呼び
方がありますけれども、そういう方の方がより早く状況が分かって、適当ではないかとい
うのが前回議論行われていまして、私たちも、より実態の詳しい、知っている人にお願
いしようということで、JAの組合長の名簿とか、そういったことで今、いろいろ準備を一
方で進めているという状況です。

舟岡部会長 にわかにはたゞいまの説明が納得できるとは思えないのです。そういう農業
集落を単位とした町内会に都市型住民が入っているかということ、必ずしもそうではないだ
ろうと私は理解しますが、そうだとおっしゃるのだから、そこについては事務局の方で確
認をしていただけますか。そうでないと、にわかにはそれをそのまま額面どおり受け取って、
分かりましたというわけにもいかないと思います。

最後に、16ページについて、1つだけお願いします。農業集落調査の調査事項のうち、
耕地面積とか総土地面積について、今回、把握しないのでしたね。今回もするのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 把握します。

舟岡部会長 するということであれば、私が一方的にお話ししますが、農業経営体調査
に、どの農業集落に属するかの情報がありますから、当該農業集落の農業経営体の耕地面
積とか総土地面積を集計すれば、それで済むのではないのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 農家で聞いていますのは、当然、経営している耕地
ということで、一方で集落地図がございますけれども、その外に持っている人もいますの
で。集落で設定したエリアの外に土地を持っている。農家の個人の属人情報でとっていま
すから、合計した値と集落の合計。

舟岡部会長 それは分かりますが、その誤差は過去のセンサスの調査結果から言うと、
それほど大きなものではないのではありませんか。その誤差を問題にするくらいなら、も
っと他に大きな誤差が出てくるところがあるだろうと思いますが、いかがですか。

小田切専門委員 いわゆる出入り作という表現を使いますが、ここは実は規模拡大に伴
って大変激化している。要するに、農地の集積は、もちろん集落内でも行うのですが、と

きとして担い手がいなくなったところで大きな農地が出てくる。それを一挙に規模拡大するというパターンが少なくありません。その意味で、最近の規模拡大が出入り作の激化を招いている。属人調査と属地調査の値は、集落レベルで見ればますます大きくなっていくものと、そのように考えております。

舟岡部会長 農業集落の定義をどうするかということとも本当は絡む話だろうと理解しますが、そういう小田切専門委員の御意見ですので、これについてはやむを得ないということでもよろしいでしょうか。

集計事項について、佐藤専門委員から御意見が出ていて、全くそれについて検討されないうちに御回答いただいておりますが、農家、林家併せて農林業センサスで調査することの意味、調査で得られた情報をほとんど結果表章に生かしておりませんので、そこについては次回までに十分御検討ください。その上で、集計事項については検討したいと思います。

木村農林水産省センサス統計室長 1つだけ、農業と林業を併せて行う経営体の点ですが、これについては、基本的な事項については、既に集計を公表しております。

舟岡部会長 戸数とかの情報だけでしょう。

木村農林水産省センサス統計室長 そうですね。

舟岡部会長 それではないのです。農業と林業と併せて、どういう活動をしているかについての情報が欲しいという趣旨です。

木村農林水産省センサス統計室長 それも、どういう活動をしているかの中身が4つぐらいありますけれども、ごく基本的なところについては公表しています。

舟岡部会長 佐藤専門委員が次回お越しですので、専門的な見地からも少し御意見いただいで議論したいと思います。

予定した時間を大幅に、30分も超過しまして、大変遅い時間となりまして申し訳ありませんでした。まだ論点の幾つかの積み残しがございますが、次回までに、実施者においても十分御検討いただいで、本日審議した事項について御回答いただきたいと思っております。

次回部会においては、残された論点について審議すると同時に、次回が最終回でもありますので、これまでの審議を踏まえて、私と事務局で答申の骨子について事前に皆様にお示ししたいと思います。その骨子について御意見をいただいで、それを踏まえて、これまで審議して、確定したところについてだけ答申を作成して、また皆様に御検討いただきたいと思っております。

連絡事項を審査官からお願いします。

會田総務省統計審査官 部会長からお話ありましたように、来週前半に御議論が済んだところにつきまして、答申の骨子、スケルトンだけ皆様に送らせていただきまして、御意見を求めて、その上で、当然、議論が済んだところですが、答申案文を作成し、次回の24日の最後の部会のときに御提示するようにしたいと思います。

今回は12月24日水曜日午後2時から、同じ場所でございますので、よろしくお願いたします。

また、必要な資料等ありましたら、来週前半までにいろいろ御指摘いただければ準備す

るようにしたいと思います。

舟岡部会長 本日の結果概要は12月22日開催予定の統計委員会に報告いたします。

本日の審議はこれまでといたします。長い時間ありがとうございました。